

(第十九部 第一類)

第二回 参議院議院運営委員会政党政及選挙に関する小委員会会議録第五号

(107)

昭和二十三年五月二十一日(金曜日)午前
十時四十分開会

本日の会議に付した事件

○政治資金規正法案(衆議院提出)

○委員長(藤井新一君) 只今より委員会を開会いたします。前会に引続いて題名から審議をいたします。社会党の方では「公開法」というのを入れた方がよいという大多数の意向でござい

ます。「資金規正」という字を使うことにして、あらゆる意味においての法規は全部規正でございまして、この意味に於て國民に対してはびんと来ない、やはりこういう意味深いものには「公開」とすることが一層國民に対して刺戟を與え、且つ効果的でありはしないかというのでござい

ます。○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

律は、政党、協会その他の団体及び公職の候補者等」これを全部取つてしまつて、「この法律は、政治団体の政治活動の公開を図り、選挙の公正を確保し、以て民主政治の健全な発達に寄與することを目的とする。」、こういうふうに「政党、協会その他の団体及び公職の候補者等」を取つてしまふ。そうすれば第三條において政党の定義がなくなるといふと思つてゐる。第三條においては「この法律において政治団体とは、この三條の意味がうまく合うように思ふのです。そうすれば労働団体といふものを別個の定義がここに行われ

るわけですね。さう考へますが、如何でございませうか。

○岩間正男君 もう一遍言つて下さい。

○委員長(藤井新一君) 第三條の所に

おいて「この法律において政党とは」といふのを「政治団体とは」と修正しようといふのです。その理由は、第一條において「政党、協会その他の団体及び公職の候補者等」といふのを取去る結果、第三條において「政治団体」と、字句を修正せんとするものであります。そうすれば前後の關係上、意味がはつきりすると思つてゐる。

○竹下重次君 そうですね、第一條において「この法律は、政党、協会」といふのを削つて、その代りに「政治団体」といふ言葉を置き換へるといふことになりませんか。

○委員長(藤井新一君) そうですね。

○竹下重次君 それから第三條の「政

党とは」といふのを「政治団体とは」と書き換へて、その後はどうなるのですか。修正しないのですか。

○委員長(藤井新一君) 後の方は……

ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(藤井新一君) 速記を始め

○岩間正男君 第三條の第二項ですが、これでその他の団体の定義がありますが、「政党以外の団体で政治上の主

義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、このようにふるまふもの

ですが、この範圍が非常に曖昧ではな

いか。つまり政治上のこのやうないろいろ活動といふものは個人でも団体でも實際臨時に日常に行なつておるもので、この限りが非常に曖昧である、こ

ういふやうな曖昧な点を條文の中に残して置くよりは、むしろこゝういふ抽象的なところを削除してしまつて、さうして實際の行動面、例えば労働組合とか或いは経済団体とか、さういふところで、例えば公職の候補者を推薦し、さうして選挙活動をやるといふやうな場合にだけ適用するといふことにした

らどうか。そのために今の「政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し」といふ項目の削除を提案したい。非常に曖昧であります。

○竹下重次君 私は実質問題としては、政治団体以外の、例えば経済団体のごときものに対してこの法律を適用する範圍は、それらの団体が選挙に關係する場合、及び政治団体と金銭上の

關係を生ずる場合というだけに適用するといふことに制限して、この法律の目的は達するのだ、かように考へてお

ります。そうすると岩間君の言われるやうなふうの立法の形式を採つた方が適當であるといふことになる。

○委員長(藤井新一君) 速記を止め

午前十一時九分速記中止

○委員長(藤井新一君) 速記を始め

○岩間正男君 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を始め

○岩間正男君 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を始め

○岩間正男君 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を始め

○岩間正男君 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を始め

○岩間正男君 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を始め

○岩間正男君 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を始め

○岩間正男君 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を始め

○岩間正男君 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を始め

○岩間正男君 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を始め

○岩間正男君 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 速記を始め

○岩間正男君 速記を止め

○政府委員(都築一君) 只今の収入のところでおつしやつております財産上の利益の收受でございませう。この中には當然含まれると思ひます。このお話の外かと思ひますが、二項にありますが債務の履行としてなされるもので、二項では、債務の履行は除いておきますけれども、一項の方の収入は一切のものを網羅してありますから、お話のやうなものは當然入ると思ひます。

○木内四郎君 財産上の利益の收受といふものは、反対給付があつた場合も、それは利益になるのですか。

○政府委員(都築一君) その財産上の利益の收受といふ言葉それ自身は、反対給付の如何に拘わらず、この利益の收受といふことは、やや選挙法でも熱しておる言葉としまして、これは當然入ると思ひます。若しこれを除こうとしますれば、利益の收受の除外例を設ければ格別、利益の收受といふ言葉の中に一切が入ると思ひます。

○木内四郎君 どうもその点は経済の觀念と少し一致しないように思ひます。或る物を賣つてその代金を受取つたといふやうなものが財産上の利益の收受といふことに入るということは、ちよつと経済上の我々の觀念と一致しないように思ひます。

○政府委員(都築一君) この五條の一項の収入と申しておりますのは、現われて参りますのは、政党の費用の届出、公開の所で現われて参りまして、それで政党の費用の届出、公開は、い

なりましたか。

○木内四郎君 例へば、書面なら書面を賣つて、その代金を受取つたらどう

なりますか。

○政府委員(都築一君) 入ると思ひま

す。

○木内四郎君 財産上の利益といふのは、反対給付があつても、金を受取ればこれに入りますか。

○政府委員(都築一君) 収入の中には

當然含まれます。

○木内四郎君 財産上の利益といふのは、反対給付があつても、金を受取ればこれに入りますか。

○政府委員(都築一君) 収入の中には

當然含まれます。

○木内四郎君 財産上の利益といふのは、反対給付があつても、金を受取ればこれに入りますか。

○政府委員(都築一君) 収入の中には

當然含まれます。

○木内四郎君 財産上の利益といふのは、反対給付があつても、金を受取ればこれに入りますか。

○政府委員(都築一君) 収入の中には

當然含まれます。

○木内四郎君 財産上の利益といふのは、反対給付があつても、金を受取ればこれに入りますか。

○政府委員(都築一君) 只今の収入のところでおつしやつております財産上の利益の收受でございませう。この中には當然含まれると思ひます。このお話の外かと思ひますが、二項にありますが債務の履行としてなされるもので、二項では、債務の履行は除いておきますけれども、一項の方の収入は一切のものを網羅してありますから、お話のやうなものは當然入ると思ひます。

○木内四郎君 財産上の利益の收受といふものは、反対給付があつた場合も、それは利益になるのですか。

○政府委員(都築一君) その財産上の利益の收受といふ言葉それ自身は、反対給付の如何に拘わらず、この利益の收受といふことは、やや選挙法でも熱しておる言葉としまして、これは當然入ると思ひます。若しこれを除こうとしますれば、利益の收受の除外例を設ければ格別、利益の收受といふ言葉の中に一切が入ると思ひます。

○木内四郎君 どうもその点は経済の觀念と少し一致しないように思ひます。或る物を賣つてその代金を受取つたといふやうなものが財産上の利益の收受といふことに入るということは、ちよつと経済上の我々の觀念と一致しないように思ひます。

○政府委員(都築一君) この五條の一項の収入と申しておりますのは、現われて参りますのは、政党の費用の届出、公開の所で現われて参りまして、それで政党の費用の届出、公開は、い

なりましたか。

○木内四郎君 例へば、書面なら書面を賣つて、その代金を受取つたらどう

なりますか。

○政府委員(都築一君) 入ると思ひま

す。

○木内四郎君 財産上の利益といふのは、反対給付があつても、金を受取ればこれに入りますか。

○政府委員(都築一君) 収入の中には

當然含まれます。

○木内四郎君 財産上の利益といふのは、反対給付があつても、金を受取ればこれに入りますか。

○政府委員(都築一君) 収入の中には

當然含まれます。

○木内四郎君 財産上の利益といふのは、反対給付があつても、金を受取ればこれに入りますか。

○政府委員(都築一君) 収入の中には

當然含まれます。

○木内四郎君 財産上の利益といふのは、反対給付があつても、金を受取ればこれに入りますか。

○政府委員(都築一君) 収入の中には

當然含まれます。

○木内四郎君 財産上の利益といふのは、反対給付があつても、金を受取ればこれに入りますか。

わゆる党費の一切を公開しようという考えでありますから、収入の面では一切入つて参ります。支出の面では又その一切を届出て公開するところがあるが狙いでありますから、反対給付のありました場合には、収入なり支出なりの面ですれ／＼の分が現われて参るということだと思ひます。又それを法律が要求してゐることだらうと思ひます。

○竹下重次君 今の御説明によりますと、不利益な場合でも、木内委員からお尋ねになつたように、例えば或る品物を賣つた、それが丁度がつがつの相当の値段であつたという場合には、金銭関係で考慮するというと、利益でもなし不利益でもなし一杯々々と、少し値がよかつたというときには利益と、一万円の物がたつた五千円にしか賣れなかつたというときには五千円の不利とということになりますのが普通の考え方でありますが、その場合でもとにかく一万円の値打があると思つておつたが五千円にしか賣れなかつた、それでもやはり収入ということになる、こういう御説明だらうと思ひますが、どうですか。

○政府委員(都註一君) 確かに普通の経済上の概念から言つておかしいじやないかとおつしやるその御氣持は分るのであります。ここで第五條の利益と申しますのは財産に最終的に金銭的の價值があるものに換算し得る一切のもの、これを稱して財産上の利益と申しております。さういふ意味で、何らかの評價のできるものであれば一切を含むといふので、從來財産上の利益といふ言葉を使つております。従ひましてこの利益といふものには儲ける。儲から

ないという意味は入つておりません。財産上の利益に何が入らないかといふと、空気が太陽は財産上の利益に考へられないのが、從來の選挙法の謬み方でありまして、財産上の利益といふものはさういふ意味に廣く考へております。又政院の收支を公開いたしますのは、これは御議論のあるところと思ひますけれども、收支を公開してはつきりさせる、こういう趣旨から申しましても、出入をそれ／＼明確にして置きたいといふのがこの立法の趣旨だらうと考えております。

○竹下重次君 そうすると「金銭、物品その他の財産上の利益の收受」と書いてあるのは、今の御説明によると金銭物品その他の財産の收受と書いてしまふばむしろ疑問が起らずに済むのではないかと思ひますが、この点はどうか。

○政府委員(都註一君) 財産と申しますと、有形的のものだけに限るといふ誤解を避けるために、財産上の利益の收受といふ言葉にしたのであります。て、財産といふ言葉では債権といふようなものは含まれないじやないだらうかといふ考え方、財産上の利益といふ言葉を使つたのであります。

○木内四郎君 極端に言いますと、物の交換といふこともやはりこれに入りません。

○政府委員(都註一君) これは当然入ると存じます。事務所と事務所を交換するといふような、事態があるといいたしますれば、これは財産上の利益です。一方は供與で、一方は收受という形になつて現われます。

○竹下重次君 極く簡単に煎じ詰めて申しますと、とにかく入つたものは何

でも入れるのだ、こういうわけですね。

○政府委員(都註一君) さうです。

○木内四郎君 そうすると、次の項の寄附ですが、寄附についても何かここにある寄附といふのは、普通我々の考へてゐることと違つて、金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付をすれば、一方において反対のものがあつても、反対給付があつても給付といふことになるのですか。

○政府委員(都註一君) この場合に、寄附につきましては債務を履行するといふものは除外してあります。その分だけが収入と違つて参ります。その外に党費、会費その他の債務の履行と申しておりますから、党費と会費、それから債務の履行といふものを除いておられますから、寄附は収入より幅が狭くなつておりますが、それ以外の贈與とか財政上の援助、こんなものが当然入つて参ると思ひます。

○木内四郎君 貸與も入るのですか。

○政府委員(都註一君) 新たに債務を負います場合には入つて参ると思ひます。

○委員(藤井新一君) どなたか御意見か御発言ありませんか。……次に第四に移ります。第四は、この前も問題になつて非常に複雑だつたのですが、今日は便宜上それは後に廻して、第五の方の簡単な分からは審議したいと思ひます。十三條の政院、協会その他の団体の選挙に関する報告書を出すべき選挙管理委員会について御審議をお願いいたします。

○参事(川上和吉君) 第五の項目について前会にも申上げたのであります。が、一應御説明をいたします。この法

律案によりまして報告書を出したす

べき相手方の選挙管理委員会について二つの決め方があるものであります。一つは第六條に出ております行き方でありまして、第六條では政院、協会その他の団体がどこへ報告書を出すかといふことにつきまして、この第六條の第一項の一、二、三でそれ／＼事務所の所在地の選挙管理委員会といふことを抑えておるのであります。これを平たい言葉で申しますと、政院、協会その他の団体の一種の戸籍と申します。その戸籍がこれからその事務所の所在地の選挙管理委員会である。その団体の戸籍の所在地の選挙管理委員会に報告書を出すといふ行き方が一つであります。いま一つの報告の相手方といひましては、選挙の關係につきましても、例えば外にももう少し適当な條文があるかと思ひますが、第二十八條を御覽願ひますと、第二十八條に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会といふことになつておりました。選挙の關係につきましてはその選挙自体の仕事をやる選挙管理委員会、たま／＼その政院が全国的な政院でありまして、全国的な政院でありますといふと、一應第六條によりまして、全国的選挙管理委員会に出すといふことになりまして、その全国的な政院が府縣議員の選挙についてやります場合にどうするかといふことが問題になつて参るのであります。今の事務所の所在地の市町村なり、或いは府縣、或いは全国的選挙管理委員会に届出するか、或いは当該選挙事務を直接管理する選挙管理委員会に届出るといふ二つの行き方があるわけでありまして、この原案によりまして、第二章の政

院、協会その他の団体の選挙管理委員会に提出したす

の先程申しましたその政院、協会その他の団体の戸籍がある事務所の所在地の選挙管理委員会に届出ることになつてゐるのであります。然るにこの第十

三條の規定は、ここにありますように選挙に關してなされた收支の問題であります。そこで選挙に關した收支の支の問題をその戸籍の所在地の選挙管理委員会に届出るといふ行き方が果して適当かどうか。これは選挙に關したものであります。これは故に、むしろ当該選挙事務を管理する選挙管理委員会にやつた方が至当であります。こ

ういふ点が問題なのであります。ただこの原案は、現在の選挙法がこの通りの建前になつております。現在の選挙法が、衆議院議員選挙法の第六六條におきまして、同七條文を参議院議員の選挙法についても準用いたしておりますが、この原案の第十三條と同じ建前が現在の選挙法に採られております。従つてこの原案は現在の建前をそのまま踏襲しておるといふ意味においてこれの意味があるものであります。併しな

がらこゝろいふように今度新たに政院、協会その他の団体の選挙についてはその事務所の所在地を、いわゆる戸籍を管理する選挙管理委員会が出来ます以上、今度はこの選挙についてはむしろ当該選挙を管理する管理委員会にした方が適切じやないかといふ見解が取られるのであります。そこでこれは必ずしもこの原案をさういふふうにするものが絶対によろしいといふことにもならんと思ひますが、一應この際問題として御検討願ひことが適当じやないか、こ

ういふことになつておるわけであり

るが、この原案の第十三條と同じ建前

が現在の選挙法に採られております。

従つてこの原案は現在の建前をそのま

ま踏襲しておるといふ意味においてこ

れの意味があるものであります。併しな

がらこゝろいふように今度新たに政院、

協会の他の団体の選挙管理委員会に提出したす

の先程申しましたその政院、協会その他の団体の戸籍がある事務所の所在地の選挙管理委員会に届出ることになつてゐるのであります。然るにこの第十

三條の規定は、ここにありますように選挙に關してなされた收支の問題であります。そこで選挙に關した收支の支の問題をその戸籍の所在地の選挙管理委員会に届出るといふ行き方が果して適当かどうか。これは選挙に關したものであります。これは故に、むしろ当該選挙事務を管理する選挙管理委員会にやつた方が至当であります。こ

ういふ点が問題なのであります。ただこの原案は、現在の選挙法がこの通りの建前になつております。現在の選挙法が、衆議院議員選挙法の第六六條におきまして、同七條文を参議院議員の選挙法についても準用いたしておりますが、この原案の第十三條と同じ建前が現在の選挙法に採られております。従つてこの原案は現在の建前をそのまま踏襲しておるといふ意味においてこ

れの意味があるものであります。併しな

がらこゝろいふように今度新たに政院、

協会その他の団体の選挙についてはその事務所の所在地を、いわゆる戸籍を管理する選挙管理委員会が出来ます以上、

今度はこの選挙についてはむしろ当該選挙を管理する管理委員会にした方が適切じやないかといふ見解が取られるのであります。そこでこれは必ずしもこの原案をさういふふうにするものが絶対によろしいといふことにもならんと思ひますが、一應この際問題として御検討願ひことが適当じやないか、こ

ういふことになつておるわけであり

るが、この原案の第十三條と同じ建前

が現在の選挙法に採られております。

従つてこの原案は現在の建前をそのま

ま踏襲しておるといふ意味においてこ

れの意味があるものであります。併しな

の利益というものは儲ける。儲から

（一）...
申しますと、とにかく入ったものは何

が、一應御説明をいたします。この法

の原案によりますれば、第二章の政

こういうことになつておるわけであり

ます。甚だ複雑して恐縮であります
が、一應御説明いたしました。

○委員長（藤井新一君） 本日はこの程
度において散会いたしたいと思います
が、如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（藤井新一君） それでは散会
いたします。

午前十一時四十三分散会
出席者は左の通り。

委員長

藤井、新一君

委員

黒川、武雄君

木内、四郎君

竹下、豊次君

岩間、正男君

佐々木良作君

政府委員

全国選挙管理委
員会事務局長

郡、祐一君

事務局側

参事（法制部長）

川上、和吉君

衆議院事務局側

参事（法制部長）

三浦、義男君

昭和二十三年六月七日印刷

昭和二十三年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局